

○組合職員の給与に関する条例

(昭和 48 年 11 月 12 日 条例第 15 号)

改正 昭和 49 年 2 月 26 日条例第 7 号

昭和 50 年 1 月 8 日条例第 1 号

昭和 51 年 3 月 26 日条例第 2 号

昭和 51 年 12 月 8 日条例第 4 号

平成 4 年 8 月 3 日条例第 4 号

平成 18 年 4 月 1 日条例第 2 号

平成 20 年 9 月 9 日条例第 2 号

平成 28 年 6 月 24 日条例第 2 号

令和元年 12 月 27 日条例第 7 号

八女西部広域事務組合職員の給与に関する条例（昭和 48 年八女西部広域事務組合条例第 2 号）の全部を、次のように改正する。

（この条例の目的）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、組合職員の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

（給料、手当の種類）

第 2 条 八女西部広域事務組合の一般職に属する職員の給与の種類は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、地域手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

（支給基準及び支払方法等）

第 3 条 給与等の支給基準及び支払方法については、一般職に属する地方公務員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）附則第 5 項に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員を除く。）は、筑後市職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 11 号）の規定の例による。

2 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）附則第 5 項で準用する地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 38 条第 4 項の規定に基づき、単純な労務に雇用される一般職に属する職員は、筑後市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 62 年条例第 1 号）の規定の例による。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 年 月 日から適用する。
- 2 組合職員の給与に関する条例（昭和 48 年条例第 2 号）は、廃止する。

附 則（昭和 49 年 2 月 26 日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 年 月 日から適用する。

附 則（昭和 50 年 1 月 8 日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 年 月 日から適用する。

附 則（昭和 51 年 3 月 26 日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 年 月 日から適用する。

附 則（昭和 51 年 12 月 8 日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年 8 月 3 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 4 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 4 月 1 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 9 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 24 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の組合職員の給与に関する条例の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年 12 月 27 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。